

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外

被 告 金 井 豊 外

5

第23準備書面

— 第10回口頭弁論「裁判所の見解」について —

2022年9月8日

富山地方裁判所民事部合議C係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



第1 「回復することができない損害」の意義

1 はじめに

御庁は、2022年6月15日第10回口頭弁論において、株主による差止請求権行使の要件である「回復することができない損害を生じるおそれ」（会社法360条3項）について、次のとおりの解釈を探ることを示した（以下、その解釈を含む第10回口頭弁論調書別紙3に記載された裁判所の見解を「裁判所の見解」という。）。すなわち、同条項にいう「回復することができない損害」とは、「補助参加人が全資産をもってしても賠償しきれないような損害を負うような状態」がそれに当るというのである。そして、本件にあっては、「広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）発生のおそれをいうものと解される」とする（8頁）。

しかし、「補助参加人が全資産をもってしても賠償しきれないような損害」をもって「回復することができない損害」とすることは、賠償主体を「補助参加人」（会社）とする点においても、また「回復できない」と判断する損害の

規模・程度の点においても、「回復することができない損害」の内容をあまりにも狭めるものであって、従来の学説や裁判例と相容れない。この解釈論は誤っている。

以下、詳述する。

5 2 「回復することができない損害」とは

(1) 株主による取締役の行為差止請求において、会社法360条3項が「回復することができない損害」発生のおそれを要件とした趣旨は、株主による差止請求権の濫用を防止するためであると解されている。すなわち、業務執行権限は取締役に委ねられているところ、もう1つの差止請求の要件である法令・定款違反にいう「法令」の範囲は広範である上、その違反の有無を客観的に判断することは必ずしも容易ではない。そこで、取締役の業務執行権限が不当に干渉される危険を慮って、想定される損害については「回復することができない」ものという重い要件を要求したのである。かかる法の趣旨に照らせば、「回復することができない損害」の解釈は、株主の不当な干渉や差止権限濫用を防止する観点と、差止請求を認める必要性の程度との相関関係においてなされるべきである。

この点、従来の会社法学説においては、「回復することができない損害」とは「取締役によって処分された財産を取り戻すことができず、その取締役の賠償責任によってその損害が償われないような場合等であり、費用・手数等から考えて回復が相当困難な場合も含む」ものと解されている（例えば、落合誠一「会社法コンメンタール8-機関（2）」（商事法務）136頁以下、甲111）。これは正に上記の立法趣旨に沿った解釈である。

このように、前記学説による一般的な解釈は個々の「取締役」に対する賠償請求によって損害が回復できない場合と解しているのに対し、御庁が示した前記解釈は、「補助参加人」（会社）が全資産をもってしても賠償しきれないような損害を負う状態としている。両者は損害回復の引き当てとされる

資産の保有主体を異にし、一般的には会社の資産が取締役の資産より大きいのであるから、御庁の解釈は、「回復することができない損害」を、学説に比してより狭く解釈することにならざるを得ない。

(2) 次に、裁判例について見ると、会社に関する事案ではないが、この「回復することができない損害」について判断した裁判例として、会社法360条1項を準用する「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）109条5項に基づく違法行為差止請求権を被保全権利として、当該新投資口発行の仮差止を求めた事例（東京地決平成22.5.10金判1343号21頁）（甲112）がある（なお、準用にあたり会社360条1項の「著しい損害」を「回復することができない損害」とする読み替えがなされている）。

この事案では、投信法に基づき設立された投資法人の投資主である債権者が、投資法人の代表者たる執行役員である債務者に対し、本件新投資口の発行は、その払込金額が投信法82条6項に定める投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額ではない違法があり、また、本件新投資口発行により投資法人に回復することができない損害が生じるおそれがあると主張して、当該新投資口発行を仮に差し止めることを求めた。

これに対し、裁判所は、本件新投資口発行により発生するであろう損害額が相当多額（約8億8000万円）に及ぶと考えられること（ちなみに、当該投資法人の保有資産価値は約133億円とされている）、仮に本件新投資口を引き受けた特定目的会社が損害の支払義務を負う場合にも、同会社に対して訴訟等の手続をとり勝訴したとしても判決の確定を待つていては資産が散逸することも考えられ、損害を回復するのに相当の困難を伴うものと認められることなどを認定判断した上で、「回復することができない損害」が生ずるおそれを肯定している。これは、損害額の多寡、回復手段の有無やその実現可能性等、実質的な損害回復可能性を総合的に判断して「回復すること

「回復することができない損害」発生のおそれを認定した裁判例といえる。

さらにこの決定に対する異議審でも、裁判所は、回復することができない損害が発生することはないとする債務者の主張を排斥し、異議を認めなかつた（甲112）。

- 5 (3) 以上のとおり、「回復することができない損害」とは、従来、個々の「取締役」に対する損害賠償請求では損害が回復できない場合や、費用・手数等に照らし回復が相当困難な場合がこれにあたるものと解されており、裁判例においても、上記のとおり実質的な損害回復可能性を考慮して「回復することができない損害」が生ずるおそれを認める判断がなされている。

10 このように、本件で御庁が示した「会社の全資産をもってしても賠償しきれないような損害」、換言すれば、「会社を破綻させる程度の損害」が発生するおそれまで必要とするとの解釈は採られていないのである。「『回復することができない損害』とは補助参加人（会社）が全資産をもってしても賠償しきれないような損害を負うような状態をいう」との御庁の解釈は、損害の規模・程度において過大なものを要求することにより、従来の学説や裁判例に比して株主差止請求の要件を不當に加重するものであるといわざるを得ない。

15

よって、本件においては、上記のとおり、個々の「取締役」に対する損害賠償責任の追及では損害の回復ができない場合等にも「回復することができない損害」が生ずるおそれがあるとの判断がなされるべきである。

第2 善管注意義務の内容(総論)

- 1 「回復することができない損害」は重大事故発生の場合に限定されない
「回復することができない損害」の内容について以上のように解釈するときは、
25 「回復することができない損害」が生ずるおそれを、いわゆる「重大事故」
が発生するおそれがある場合に限定する理由はない。

例えば、全く経済性のない事業に、十分な調査、検討もなく多額の資金を投入することで会社の経済的基盤を著しく棄損するような場合なども「回復することができない損害」に当たるものというべきである。

2 事業の経済性に対する調査・検討が善管注意義務の内容となる

5 そうすると、被告らが負うべき善管注意義務の内容を検討するにあたっては、「重大事故発生の具体的可能性についての必要な調査及びその分析を行ったかどうか」が俎上に載せられるのは当然であるが、これに限られず、上記のような「事業の経済性に対する調査、検討」に関する事情等も俎上に載せられなければならない。

10 本件でこれまでに原告らが主張してきたとおり、例えば、本件原発の運転再開を前提とすることにより、補助参加人(以下「北陸電力」という。)には、毎年400億円近い維持費がかかっている(北陸電力株式会社「有価証券報告書2021年度」92頁、甲113)。また、2号機の安全対策費用として1000億円台後半の費用が見込まれている(甲21。ちなみに、この費用には特定重大事故等対処施設工事費用は含まれていない。1号機については安全対策費の目安すら決まっておらず、当然のことながらその費用も含まれていない
15 (被告準備書面(2)5~6頁))。さらに、将来的な使用済核燃料の処分方法等は具体的に定まっておらず、今後、放射性廃棄物の保管・処理等のため長期間にわたり莫大な費用が発生することも見込まれるのである。他方で、本件原発による発電に多額のコストを要する場合、北陸電力が発電事業によりこれら費用を回収することができなくなる懸念もあり、その場合、北陸電力が将来にわたり数千億円以上の多額の費用(損害)を負担することが想定される。

20 なお、北陸電力の純資産は約1.5兆円とされているが(甲113)、上記に例示した多額の損害が生じた場合、個々の取締役に対する賠償請求によってはその回復はほとんど見込めないであろうから、北陸電力の経営基盤に照らしても、北陸電力に看過できない規模・程度の損害が生じることは明らかである。

こうして、上記のような安全対策費用や維持費、発電コストに関する事情は「回復することができない損害」が生ずるおそれを判断するために重要な事情となるのであって、被告らの善管注意義務の内容については、重大事故発生の可能性に関わる事情に限らず、費用やコストに関する事情も含めて、措定されなければならない。

5

第3 善管注意義務の内容（各論1）

～適合性審査の結論が出る前の意思決定が善管注意義務の対象となる～

1 新規制基準に結果的に従うことと善管注意義務を果たすことは別問題

裁判所の見解は、「新規制基準・・・（中略）・・・に従い再稼働の判断をするというのであれば、取締役としては、基本的に会社法360条の要件としての善管注意義務を果たしていると評価し得る」と述べる（9頁）。

しかし、これは不当である。なぜなら、新規制基準に適合しない場合、取締役がいかなる判断をしようとも原発を再稼働させることはできないのであって、新規制基準に（結果的に）従うことと、善管注意義務を果たすこととは、同義ではないからである。

以下の2～3項に述べるとおり、そもそも新規制基準適合性申請をする判断をしたこと、さらに遡って新規制基準ができる前に再稼働する判断をしたことについて、それぞれ善管注意義務を果たしたといえるかを評価しなければならない（なお、現取締役はかつての取締役たちの意思決定を踏襲するという意思決定をしており、その際に善管注意義務を果たしたといえるかどうかを評価すべきである。）。

2 再稼働の準備を行うとした判断が善管注意義務の対象となる

裁判所の見解では、適合性審査後の再稼働判断のみを善管注意義務の対象としているようであるが、適合性審査前であっても再稼働に向けた準備を進めるという取締役の判断がなされているのであり、この点もまた善管注意義務の対

象に含まれる。

本訴訟は、会社法360条3項をめぐる争いであるところ、同項における差止要件たる「回復することができない損害」は重大事故発生のおそれにつき限られないことは本書面第1で述べたとおりである。原発を再稼働させるためには、新規制基準に適合することが必要条件であるところ、そのために事業者は多額の費用をかけて安全対策をすることが求められる。北陸電力の場合でも、その安全対策費は1000億円を優に超えている（北陸電力の発表では「1000億円台の後半」とされている。）。また、北陸電力は、本件原発を稼働していない現在でも毎年約400億円の維持費をかけている。

このように適合性審査前であっても、原発の再稼働に向けた準備を進めるためには多額の費用を要するのであり、しかも、多額の費用をかけなければ必ず再稼働できるものでもない。これらの費用をかけることが北陸電力に「回復することができない損害」を発生させる可能性があるから、この適合性審査前に原発再稼働に向けた準備を進めるという取締役の判断もまた、善管注意義務の対象となる。

3 独自の安全性判断に基づき再稼働を決めた意思決定が善管注意義務の対象となる

(1) 本件原発は1号機も2号機も、2011年3月11日に発生した福島第一原発事故当時、運転はしておらず、また現在に至るまで運転はしていない。同日以降の本件原発に関わる主な出来事は以下のとおりである。

2011年 3月11日	福島第一原発事故発生
6月28日	北陸電力第87回株主総会（甲114）
11月30日	本件原発への核燃料搬入（甲27）
2012年 5月11日	本件原発への核燃料搬入（甲27）
6月27日	北陸電力第88回株主総会（甲115）
9月30日	国会事故調報告書

	2013年 6月26日	北陸電力第89回株主総会（甲116）
	7月 8日	新規制基準施行
	2014年 6月26日	北陸電力第90回株主総会（乙3の1）
	8月12日	2号機適合性申請
5	2015年 6月25日	北陸電力第91回株主総会（乙3の2）
	2016年 4月27日	有識者会合評価書を規制委が受理
	6月28日	北陸電力第92回株主総会（乙3の3）
	9月 6日	本件原発への核燃料搬入（甲27）

上記の事実経過からすると、北陸電力では、福島第一原発事故が発生して
 10 から新規制基準が施行されるまでの間に3回の株主総会が行われている。株
 主総会招集通知によれば、第87回では事業計画の中の対処すべき課題とし
 て、社長を委員長とした東日本大震災総合対策委員会を中心に原子力等の設
 備全般の安全確保等に取り組むとしている。ところが翌年の第88回では、
 事業計画の中の対処すべき課題として、「志賀原子力発電所の再稼働を実現
 15 し」と明記され、つぎの第89回でも「一日も早い再稼働を目指して」とさ
 れている（甲114ないし116）。また、この時期に原発は停止中であつ
 たにもかかわらず、2011年11月と2012年5月の2回にわたって核
 燃料の搬入も行われている（甲27）。

つまり、2013年7月に新規制基準が施行されるよりも前から、北陸電
 力では原発再稼働が決定され第88回及び第89回の株主総会において事業
 計画として公表され、実際に再稼働に向けて核燃料の搬入が行われているの
 である。

(2) この時期は福島第一原発事故の原因（すなわち、全交流電源が喪失した
 原因は津波であるのか、地震動であるのか）は未解明で、2012年9月
 25 に公表された国会事故調査報告書（甲1）でも電源喪失の理由は断定され
 ていない。地震動によって電源喪失したとすれば、当時の審査基準が不備

であったこととなり、同じ審査基準で適合するとされていた志賀原発の安全性にも疑問符が付くことになる。

しかし、北陸電力では2013年に「一日も早い再稼働を目指す」という事業計画を策定しているから、取締役らは何らかの方法で本件原発の安全性を確認して、目指すという意思決定をしているのである。
5

したがって、第1に、この意思決定について、善管注意義務を果たしたといえるのかを評価する必要がある。

(3) また、2013年7月に新規制基準が施行されて以降最初の株主総会である第90回（2014年6月）の招集通知には、事業計画として「敷地内シーム等に関する審査や新規制基準適合性審査に的確に対応し、早期再稼働を目指すと記載されている（乙3の1）。

そして、同年8月には、北陸電力は原子力規制委員会に対し本件原発2号機について新規制基準適合性申請を行っている。

したがって、第2に、適合性申請を行うとの意思決定について、取締役らが善管注意義務を果たしたといえるのかを評価する必要がある。
15

(4) なお、第88回及び第89回のいずれの株主総会においても、招集通知に記載された決議事項の中には原発再稼働に関する議案はない（甲115ないし116）。これまで被告らは、原発を再稼働とした会社の方針は株主総会で「圧倒的多数で支持された」と主張してきたが、そもそも決議事項にはないのであって、被告らの主張には何ら根拠はない。
20

第90回以降の株主総会においても、「会社提案」の決議事項の中に原発再稼働に関する議案はない（乙3の1ないし7）。単に「株主提案」の原発に反対する趣旨の議案が否決されたに過ぎない。

25 第4 善管注意義務の内容（各論2）

～避難計画の策定及びその実効性が善管注意義務の対象となる～

1 はじめに

裁判所の見解は、「新規制基準は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、これと同程度の事故の発生の危険性がないようにするために考慮された基準とされる」として、被告らが新規制基準「に従い再稼働の判断をするというのであれば、取締役としては、基本的に会社法360条の要件としての善管注意義務を果たしていると評価し得る」とする（9頁）。

しかし、その評価は誤りである。被告らが本件原発を再稼働するにあたっては、新規制基準に従うだけではなく、本件原発の周辺自治体が避難計画を策定しているかどうか、策定しているとしてそれが実効的かどうかを調査、検討すべき注意義務がある。それを尽くさなければ善管注意義務を果たしているとは評価できない。

以下、2～3項にその理由を述べる。

2 避難計画の内容と実効性が「損害」の大小に直結すること

(1) 裁判所の見解が述べるように、新規制基準自体は福島第一原発事故と同程度の事故（重大事故）が発生しないようにするために策定された基準といえる。

しかし、それでもなお、新規制基準は原子力発電所の安全性を担保するものではない。このことは、原子力規制委員会も明言している。新規制基準に適合した原発であっても重大事故が発生する危険性は残っているのである。

だからこそ、その危険が現実化して重大事故が発生した場合を想定し、その場合に住民の被害をできるだけ小さくするため、周辺自治体には実効性のある避難計画の策定が義務づけられている。

新規制基準に適合した原発であっても重大事故が発生することがあることが想定されている現状においては、重大事故に備えた実効的な避難計画が策定されているかどうかは、周辺住民が被る被害の大小に直結する問題であり、したがって原子力事業者に「回復することができない損害」を発生させるか

どうかに直結する問題である。

よって、周辺自治体の避難計画の内容や実効性は、原子力事業者（会社）の取締役の善管注意義務の対象となる。

- 5 (2) 以上より、被告らは、本件原発周辺の自治体の避難計画の存否および内容を調査しその実効性を検討すべき注意義務を負う。

こうして被告らは、本件原発の再稼働を行うにあたって、福島第一原発事故と同程度の「事故」が発生しないよう注意すべき義務を負うことはもちろん、仮に事故が発生したとしても福島第一原発事故と同程度の被害（周辺住民の生命・身体・財産への被害）を発生させないよう注意すべき義務を負う

10 のである。

3 避難計画と新規制基準が一体となって原発の安全性を担保していること

- (1) 旧規制基準には、原発の立地基準を定める立地審査基準があった。立地審査基準では、原子炉施設敷地周辺の社会環境への影響が小さい場所を要求するため、必要に応じ適切な措置を講じうる環境にある地帯として、「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」とされていた。このような指針が定められた趣旨は、原子炉の立地が、避難を容易にする環境であることで、その地域の公衆に著しい放射線被害を与えないようにすることにあった（乙15：「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」・397～399頁）。

20 その後、2011年の東日本大震災及び福島第一原発事故の発生を契機として、原子力災害対策特別措置法を改正して新たに法定化された原子力災害対策指針において、段階的避難の考え方を導入し（P A Z、U P Zの導入）、防護措置の判断基準を具体的に規定し（E A L、O I Lの導入）、要配慮者の防護措置について規定するなど、原子力防災対策が50年以上前と比較すると大幅に充実・強化されることになった。そして、深層防護の第5層である原子力防災対策が格段に充実・強化されたことを前提として、立地審査基

準は「役割を終えた」ものとして、新規制基準に盛り込まれないことになった（乙15・400頁）。

(2) 新規制基準の策定にあたって立地審査指針が排除されたこと自体に問題があることは、原告らが第21準備書面（6～12頁）で述べたとおりである。
5 それを措くとしても、新規制基準で立地審査基準が排除されたことの前提に、深層防護の第5層である原子力防災対策が格段に充実・強化されたということがあることは間違いない。そして、前提とされている原子力防災対策として周辺住民の放射線被害を低減する役割を担っているのが、避難計画であり、その避難計画は単に策定されているだけでは足りず、実効性のあるものでなければならない。
10

これらのことから、実効的な避難計画が策定されていることを前提として、その避難計画と新規制基準が一体となって原発の安全性を確保しようとしているのであり、福島第一原子力発電所と同程度の「被害」が発生しないよう¹⁵にする役割を担っているのである。

(3) そうである以上、周辺自治体において実効的な避難計画が策定されていない状況下では、新規制基準に適合しようとも、その前提にある深層防護の第5層を欠き、原発の安全性を欠くのである。安全性を欠く原発を稼働させると原子力事業者（会社）に「回復することができない損害」を発生させるおそれが生じるのだから、原子力事業者の取締役が再稼働の判断をするにあたっては、周辺自治体において実効的な避難計画が策定されているかどうかを調査し検討することが必要であり、それが善管注意義務の内容となるのである。
20

4 本件原発周辺自治体の避難計画の実効性の欠如

原告らは、第19準備書面において、本件原発の周辺自治体で策定されている避難計画について、避難時間を想定するシミュレーションが甘いこと、大規模災害時の屋内退避や避難に関する想定が不十分であること、複合災害時の第
25

2の避難先確保について策定がなされていないこと等の問題点があることから、実効性を欠くものであって、深層防護の第5の防護レベルの達成要件とは程遠いものであることを述べた。

現在本件原発周辺の自治体で策定されている避難計画では、重大事故が発生した場合、多くの周辺住民が避難できないままに、放射線被ばくをはじめとした生命・身体に深刻な被害を受ける可能性が依然として高い。

本件原発については、新規制基準に適合するかどうか以前の問題として、新規制基準がその前提とする深層防護の第5層の部分の対策が取られていないのである。この段階で本件原発を再稼働させるというのは、新規制基準が目的とするところの福島第一原発事故と同様の被害が発生しないようにすることと真っ向から対立するものであることは明らかである。

5 被告らは避難計画の考慮状況を明らかにすべきである

ところが、被告らは、本件原発周辺の自治体における避難計画の策定状況やその内容について、いつ、いかなる検討をして、再稼働の判断に至ったのかについて、何ら明らかにしていない。

これまでに述べたことから、被告らには、本件原発を再稼働させるかどうかの検討を行うにあたって、周辺自治体の避難計画の策定状況及び実効性を調査、検討すべき注意義務があるのであるのだから、被告らはその調査、検討状況について速やかに明らかにすべきである。

第5 善管注意義務の内容（各論3）

～考慮・尊重すべき専門家意見の範囲が狭すぎること～

1 裁判所の見解は、取締役らが、「社内の専門家や社外の信頼すべき公的専門機関等の意見などを尊重し、これに依拠して業務を執行することが必要であり、かつ、それらを信頼して業務の執行に当たる場合には、特段の事情のない限り、善管注意義務を尽くしていると解し得る」とする（9頁）。

2 しかし、かかる見解は、取締役らが考慮、尊重すべき意見を限定しすぎて妥当でない。

原告第8準備書面でも既に述べたとおり、ひとたび事故が発生すれば、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらす原子力発電事業に係る判断にあたつては、会社ないし株主の利益だけでなく、国民の生命、健康及び財産並びに社会環境にも十分に配慮しつつ、原発事業を推進していた会社の従前の経営方針、経営計画からみて、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などについても、客観的、専門的な資料に基づき、従前の理解にとらわれることなくより慎重に検討することが必要である。取締役らが考慮、尊重すべき意見を必要以上に限定すれば、取締役らが一部の偏った意見（原発事業を推進したい取締役らの意向に忖度した意見など）のみを収集し、それらの中で独りよがりな判断に基づいて業務執行を行っても、善管注意義務を尽くしていることとなつてしまい妥当でない。

そうだとすれば、確かに、御庁が指摘するとおり、取締役らが、社内の専門家や社外の信頼すべき公的専門機関等の意見などを尊重することは当然ではあるが、それに限定されるものではなく、取締役らは、社内外の専門家による相応の科学的信頼性を有する意見を多角的に収集し、それらを尊重した上で判断をすることが必要なのであって、社内の専門家や社外の公的専門機関の意見だけを尊重し、これに依拠して業務執行すればよいというものではない。

したがって、御庁の上記見解は、取締役らが考慮、尊重すべき意見を限定しすぎていて妥当でない。

3 以上を前提にして、原告らは、取締役らがどのような範囲の意見を収集していたのかを被告らに開示するよう求めてきたものである。取締役らが、社外の専門家や社外の様々な意見を収集することすらしていないのであれば、上の点からして、善管注意義務違反になることは当然である。

以上